大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県産業経済部食産業・商業 振興課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年3月30日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイヤモンドシティ・エアリ

名取市増田字関下458 外

- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三 東京都渋谷区渋谷3-12-18 渋谷南東急ビル4F
- 4 変更した事項
  - (1)大規模小売店舗の名称
  - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 5 変更の年月日

平成19年2月24日

6 届出年月日 平成19年3月19日

7 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

8 縦覧期間

平成19年3月30日から平成19年7月30日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県産業経済部食産業・商業振興課

## 10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (経済産業省告示第85号)及び意見書様式を参考のこと。